

諮問番号：平成28年度諮問第37号

答申番号：平成28年度答申第36号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

次の事情を顧みずになされた原処分（特別児童扶養手当資格喪失処分）は、違法、不当である。

- (1) 対象児童はペースメーカーを装着し、これを外すことは不可能であり、また、いつ発症するかわからないのであるから、常に観察が必要であることを踏まえて障害の程度を判定すべきであること。
- (2) 特別児童扶養手当認定診断書について、主治医の押印がその印影の一部を欠いているのに原処分を行うなど、同診断書に対する処分庁の確認不足があること。
- (3) 処分庁の職員が原処分に係る通知書を発送する際に同封した書面において、過払いの額について誤った記載がなされ、決裁の過程でもそれが見逃されていること。

2 処分庁の主張の要旨

審査請求人の前記1に掲げる主張は、次のとおりいずれも認めることができず、処分庁としては、原処分に係る判定内容については、違法、不当な点はなく、適正なものと考えている。

- (1) 対象児童にペースメーカー植込み術が施行されていることは事実だが、医療技術の進歩に伴い、ペースメーカー装着者であっても、非装着者と同程度の日常生活を送ることが可能になってきており、ペースメーカーの植込みのみをもって特別児童扶養手当障害程度認定基準（認定基準）に該当しているかどうかを判断することは適当ではない。

そこで、特別児童扶養手当認定診断書の内容を確認したところ、完全房室ブロックが認められるものの、ペースメーカー植込み術が施行されていて、異常検査所見がなく、一般状態区分も障害等級2級の前提となるような状態より軽度であり、日常生活・活動にはおよそ問題がなく、予後も良好とされている。

こうした同診断書の内容について、嘱託医師及び処分庁において、十分に確認・検討を行った上で原処分に係る判定を行っているから、審査請求人の主張を認めることはできない。

- (2) 主治医によって同診断書に押印された印影の一部が欠けていたことは事実であるが、処分庁としては、主治医本人の自署もあることから、同診断書の有効性に影響を及ぼすものではないと判断しており、また、同診断書につい

て十分に確認・検討を行っているから、審査請求人の主張を認めることはできない。

- (3) 処分庁の職員が審査請求人に対して原処分に係る通知書を発送する際に同封した書面において、過払いの額を誤って表記したことは事実であるし、その決裁の過程で、確認が不十分であったことも事実である。

しかしながら、処分庁の職員は、こうした事実について、審査請求人の指摘を受け、正しい金額の記載された書面を審査請求人に手交の上、謝罪を行い、改めて過払いの返納に関する手続について説明したところであり、これらの事実があるとしても、それらは原処分における重大な手続上の瑕疵とまでは言えず、審査請求人の主張を認めることはできない。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 対象児童の障害の状態について評価すると、認定基準に該当しないことは明らかであって、原処分は、こうした対象児童の障害の状態について、特別児童扶養手当認定診断書に基づき、処分庁の嘱託医師の審査判定も得て総合的に判断した上で行われており、法令等の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法、不当な点は認められない。

- 2 審査請求人は、前記第2の1に掲げる事情を顧みずになされた原処分は、違法、不当であると主張するが、次のとおり、いずれも採用できない。

(1) ペースメーカーの装着については、対象児童はペースメーカー移植術を受け、身体障害者手帳1級の交付を受けているが、このような場合においても、特別児童扶養手当の認定は、特別児童扶養手当認定診断書により行うこととされており、現に処分庁は、同診断書記載の内容に基づき、ペースメーカーの装着を前提に、心疾患の認定基準に照らし、嘱託医師の審査判定も得て総合的に判断した上で、原処分を行ったことが認められるから、これを違法、不当とする余地はない。

(2) 主治医による印影の一部が欠けていることなど、同診断書の確認不足については、同診断書は審査請求人が提出したものであり、その印影の一部が欠けていたことを原処分の違法、不当の根拠とすることは、処分庁にとってあまりに酷であるし、現に同診断書の該当部分をみても、主治医の自署があるなど、作成者を特定する上で特段の不都合があるとはいえず、原処分に取り消すべき違法、不当な点があるとまではいえない。

また、仮に当該印影の不備により申請を不受理として不利益を被るのは申請者たる審査請求人であって、処分庁がそのような不利益をもたらさないために、こうした軽微な不備があっても同診断書を受理することとした判断に不合理な点はなく、このことをもって処分庁の確認不足と評価することは相当ではない。

さらに、その他の原処分の過程をみても、処分庁による確認不足といえるような事情は見当たらず、いずれにしても原処分を違法、不当ということはいえない。

- (3) 過払いの額の誤記載については、こうした過誤が審査請求人との信頼関係を損なうものであることは否めないが、既に処分庁の職員もその非を認めて

謝罪の上、金額を訂正した書面を審査請求人に手交済みであるし、そもそも当該過払いに係る通知は、原処分に伴って生じた過払いの返還に係る手続の1つであって、その通知に何らかの瑕疵があっても、対象児童を障害非該当として特別児童扶養手当の受給資格を喪失させることとした原処分の効力には関わりがなく、当該誤記載をもって、原処分を違法、不当ということはできない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成29年3月23日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月28日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

特別児童扶養手当の支給に係る心疾患による障害の程度は、認定基準によれば、呼吸困難、心悸亢進、尿量減少、夜間多尿、チアノーゼ、浮腫等の臨床症状、X線、心電図等の検査成績、一般状態、治療及び病状の経過等により、総合的に認定するものとされており、具体的には、特別児童扶養手当認定診断書に基づいて処分庁の嘱託医師が行った障害判定結果を受けて、処分庁が行うこととなる。

そこで、同診断書をみると、対象児童の障害の状態は、「難治性不整脈（完全房室ブロック）」であるが、既にペースメーカー治療が行われており、臨床所見は自覚症状と他覚所見のいずれも該当がなく、検査所見をみても、安静時心電図において「完全房室ブロック」が「有」とされているほかは、正常でないといわれる結果は見られず、一般状態区分も最も状態の軽いものとされているし、現症時の日常生活活動能力と予後のいずれにも問題となるような記載は認められない。

こうした同診断書に記載された事実関係からすると、心疾患に係る認定基準に照らし、総合的にみた場合に、対象児童を障害非該当とした嘱託医師の判定とそれを受けて原処分を行った処分庁の判断には、いずれも違法、不当な点は認められないというべきである。

したがって、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点は認められないし、審理員の審理手続も適正なものと認められ、これを踏まえて本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美